

# 船舶職員及び小型船舶操縦者法の改正により 令和8年2月14日から

## 特定漁船※に乗り組む際の制度が変わります

※ 特定漁船とは、魚類その他の海洋生物資源を採捕するために商業的に使用する船舶をいいます。そのため、漁船特殊規則第5条第四号及び第五号の漁船（漁獲物運搬船、取締船、練習船等）は含まれません。

### 改正の背景

「1995年の漁船員訓練、資格証明及び当直基準条約（STCW-F条約）」は、漁船の航行の安全を確保するため、漁船員が習得しなければならない知識・能力を定めており、我が国においては、令和8年2月14日から同条約の効力が生じます。

発効以降、以下の特定漁船に船長又は航海士として乗り組む場合は、同条約で求められる知識・能力を有している漁船員を乗り組ませる必要があるため、新たな乗組み要件等を船舶職員及び小型船舶操縦者法に規定する改正を行いました。

- ・排他的経済水域外を航行する総トン数20トン以上の漁船
- ・排他的経済水域内を航行する国際総トン数950トン以上の漁船

### 主な改正点

1

**「漁ろう操船講習受講者」又は「水産高校等卒業者」のみが乗り組むことができます**

乗組みの日前5年以内に、登録漁ろう操船講習機関が行う漁ろう操船講習の課程を修了した旨の証明書を受有した者又は水産高校等において国土交通大臣の指定する科目を修めて卒業した者のみが乗り組み可能となります。

裏面に続く⇒

## 2

## 乗船履歴が必要となります

総トン数5トン以上の船舶において、2年以上※甲板部に乗り組んだ履歴が必要となります。

※水産高校又は大学(水産に関する学科を置くもの)(以下、「水産高校等」という。)において、一定の単位数を修了した者については、1年以上甲板部に乗り組んだ履歴とします。

## 3

## 船長として乗り組む場合は、履歴限定がかかります

特定漁船に乗り組む船長の職に就く者については、いずれかを満たす必要があります。

- 船長又は航海士として、総トン数20トン以上の船舶に1年以上※乗り組んだ履歴
- 小型船舶操縦者として、総トン数5トン以上の船舶に1年以上※乗り組んだ履歴

履歴を満たしていない場合は、最寄りの地方運輸局等で海技免状の書き換えを行っていただきますようお願いいたします。

※1 1年のうち、6月は船長、航海士又は小型船舶操縦者として総トン数5トン以上の漁ろうに従事した船舶に乗り組んだ履歴を有しなければなりません。

## 外地での立ち入り検査(PSC)の対応方法

外地に寄港した際、寄港国による立ち入り検査を受ける可能性があります。STCW-F条約で求める知識・能力を有していることを証明する書類として、「漁船員条約資格証明書」を地方運輸局等で発行することができます。

発行を希望する方は、「海技免状」と「漁ろう操船講習修了証明書※<sup>1</sup>」又は「水産高校等卒業証明書※<sup>2</sup>」等を添えて申請を行う必要があります。

※1 講習を受講した日後5年以内のものに限る

※2 国土交通大臣の指定する科目を修めて卒業した日後5年以内のものに限る

ご不明点等がございましたら、最寄りの地方運輸局等までお問い合わせください。